# 運賃の適用方法

北の知床航路 (川端和則)

## 【 運賃の適用方法 】

# 1. 旅客運賃

- (1) 旅客運賃は、旅客が船室に片道1回乗船する場合に適用する。
- (2) 旅客の区分による運賃
  - 1 大人旅客運賃

12歳以上の者(小学生(小学校(学校教育法第1条の小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部並びに同法第134条第1項の各種学校の小学部に類するものをいう。以下同じ。)に就学する児童をいう。以下同じ。)を除く。以下「大人」という。)に適用する。

## ② 小児旅客運賃

次の旅客には、小児旅客運賃を適用する。

- イ 小学校に就学している小児
- 大人に同伴されずに、又は団体として乗船する 1 歳以上で小学校に就学していない
  小児
- ハ 大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児であって、大人1名につき1人を超えるもの

## (3) 運賃の計算方法

- イ 小児旅客運賃は、大人旅客運賃の半額とし、10円未満の端数は、四捨五入とする。
- □ 1歳未満の小児の運賃及び大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児(団体として乗船するものを除く。)の運賃であって大人1名につき1人分は無料とする。

# 2. 団体旅客運賃

① 一般団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行す

る者で構成された 15 人以上の旅客が乗船する場合に適用する。

- ② 学生団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された 15 人以上の次に掲げる学校等の学生及び生徒等とその付添人で、これらの者の所属する学校等の長から申込のあった場合に適用する。
  - イ 学校教育法第1条の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、 特別支援学校及び幼稚園(通信教育も含む。)
  - ロ 上記イ以外の国公立の学校
  - // 学校教育法第 124 条及び第 134 条第 1 項の私立学校
  - 二 児童福祉法第39条の保育所

# 【運賃の割引】

## 1. 運賃の割引

- (1) 学生に対する運賃
  - ① 次の掲げる学校の学生及び生徒(小児を除く。)で、次の適用条件に定められた要件に適合する場合は、旅客運賃を2割引とする。
    - イ 学校教育法第1条の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、 特別支援学校及び幼稚園(通信教育も含む。)
    - ロ 上記イ以外の国公立の学校
    - ハ 学校教育法第 124 条及び第 134 条第 1 項の私立学校
  - ② 適用条件

本人所属の学校長等から交付を受けた、所定の旅客運賃割引証を提出したものに限る。

(2) 身体障害者に対する運賃

身体障害者及びその介護者に対する運賃の割引は、次に定めるところによる。

① 適用方法

身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の身体障害者手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第 1 種身体障害者及び第 2 種身体障害者に分ける。

イ 第1種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

I 視覚障害

1級から3級及び4級の1

Ⅱ 聴覚障害

2級及び3級

Ⅲ 肢体不自由(上肢)

1級、2級の1及び2級の2

(下肢)

1級、2級及び3級の1

(体幹)

1級から3級

(乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)

(上肢機能)

1級及び2級

(移動機能)

1級から3級

Ⅳ 心臓、腎臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害

(心臓、腎臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害)

1級、3級及び4級

(ぼうこう又は直腸の機能障害)

1級及び3級

(ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害)

1級から4級

- V 前各号の障害の種類を2つ以上有し、その障害の総合の程度が前各号の等級に 準ずる者
- □ 第2種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

I 視覚障害

4級の2,5級及び6級

Ⅱ 聴覚又は平衡機能障害(聴覚障害)

4級及び6級

(平衡機能)

3級及び5級

Ⅲ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害

3級及び4級

Ⅳ 肢体不自由(上肢)

2級の3、2級の4及び3級から6級

(下肢)

3級の2,3級の3及び4級から6級

(体幹)

5級

V (乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)

(上肢機能)

3級から6級

(移動機能)

4級から6級

VI ぼうこう又は直腸の機能障害

4級

(注)上記の障害の種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号による。

## ② 適用条件

この割引の適用にあたっての条件は、次のとおりとする。

- イ 乗船券購入の際に身体障害者手帳を提示する。
- 介護者については、身体障害者 1 人について当社において介護能力があると認めた 介護者 1 人とする。
- ③ 割引の内容

身体障害者及び第1種身体障害者の介護者の運賃については、5割引とする。

#### (3) 知的障害者に対する運賃

## ① 適用方法

昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。

イ 第 1 種知的障害者とは、昭和 48 年 9 月 27 日厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」に規定する障害の程度の重度の者をいい、療育手帳の判定欄の記述が「A」の者

回 第2種知的障害者とは、知的障害者であって上記イ以外の者をいい、療育手帳の判定欄の記述が「B」の者

#### ② 適用条件

この割引の適用にあたっての条件は、次のとおりとする。

- イ 乗船券を購入の際に、療育手帳を提示する。
- 介護者については、知的障害者 1 人について当社において介護能力があると認めた 介護者 1 人とする。

#### ③ 割引の内容

知的障害者及び第1種知的障害者の介護者の旅客運賃は5割引とする。

#### (4) 被救護者に対する運賃

#### ① 適用方法

次に掲げる施設又は団体から救護又は保護を受ける者(以下「被救護者」という。)及びその付添人に適用する。

- イ 児童福祉法第12条の4の児童相談所付設の一時保護所並びに同法第41条から第44 条までの各施設
- ロ 生活保護法第38条の保護施設
- ハ 社会福祉法第2条の救護施設、施療施設及び宿泊提供施設で前号以外のもの
- 二 少年院法第3条の少年院及び少年鑑別所法第3条の少年鑑別所
- ホ 更生保護法第29条の保護観察所

#### ② 適用条件

- イ 本人所属の施設又は団体から交付を受けた所定の旅客運賃割引証を提出した者に限る。ただし、被救護者が行商等営利を目的として旅行する場合を除く。
- □ 被救護者の付添人については、当該被救護者が老幼者、身体障害者又は逃亡のおそれ があるものであり、当該事業者において付添いが必要と認めた場合に限る。

# ③ 割引の内容

旅客運賃は、5割引とする。

# (5) 団体旅客運賃に対する割引

- ① 一般団体旅客運賃の割引率は、旅客運賃の1割引とする。
- ② 学生団体旅客運賃の割引率は、旅客運賃を大人(付添人を含む。)については3割引、小児については1割引とする。

# (6) 主催旅行契約に係る旅客運賃の割引

旅行業を営む者が企画する旅行の旅客運賃の割引率は、1割引とする。

# 2. 運賃割引の重複適用

運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、身体障害者及び知的障害者に対する旅客運 賃の割引を除いて、重複して適用しない。

# 3. 割引運賃の端数処理について

運賃は、10円単位とし、割引後の10円未満の端数は、切り上げとする。